

【ドイツ】 正確でわかりやすい法律を作るための措置

海外立法情報課・山口 和人

* 2009 年 7 月 2 日、ドイツ連邦議会の議事規則が改正され、「法案の言語的正確性とわかりやすさの審査」について規定した第 80a 条が新設された。一方連邦政府内においても 2009 年に、連邦政府提出法案について同様の審査を行う体制が発足した。以下では、正確でわかりやすい法律を作るための、連邦議会及び連邦政府における最近の措置について紹介する。

連邦議会議事規則の改正

ドイツ連邦議会では、言語的に不正確で、そのために法律となった場合に適用に支障をきたすと指摘される法案や、国民生活に密接な関連を有するにもかかわらず、一般人にとってわかりにくい法案がしばしば提出されることがかねてから問題とされ、そのための対策が講じられてきた。すでに 1966 年、連邦議会本会議で「国土整備法案」が審議された際、法案中の「連邦領域は、その構造において発展へと導かれなければならない。」との文言が議場の困惑と爆笑を誘ったことをきっかけとして、当時のゲルステンマイヤー議長の手によって、連邦議会内に「連邦議会に置かれるドイツ語協会編集部」が設置され、今日に至るまで同部の専門スタッフが、法案の言語面のチェックを行ったり、相談に応じて助言を提供したりするなどの活動を行ってきた。しかしこの部署には、長年にわたり 1 名又は 2 名の言語学専門家が配置されただけで（現在は 3 名）、連邦議会議事規則に規定が置かれなかったこともあって余り活用されず、その存在を知らない議員も多かった。

この状況を改善するため、2009 年 7 月 2 日に連邦議会議事規則の改正が行われ、法案の言語的正確性及びわかりやすさの審査を行う部署に関する第 80a 条の規定が新設された。同条第 1 項第 1 文は、「ドイツ連邦議会に設置され又は存在する編集部が、主務委員会の議決に基づき、法案の言語的正確性及びわかりやすさの審査を行い、必要な場合に委員会に対して勧告を行うものとする。」と規定して、従来の部署に議事規則上の根拠を与えるとともに、立法の遅延を防ぐため、すべての法案について言語的チェックを行うのではなく、主務委員会（当該法案の審査に主たる責任を負う委員会）の議決によって、言語的チェックを行う法案を選別することとした。なお、議事規則改正案の趣旨説明では、委員会は、編集部の勧告に拘束されないとされている。また、「主務委員会は、編集部を審議手続の全過程に参加させ、審査を求めることができる。このことは、特に可決が予想される修正案の審査に適用する。」と規定した（同項第 2 文、第 3 文）。さらに、編集部は、法案の言語面のチェックだけでなく、その他の言語的助言をも提供することとされた（同条第 2 項）。

なお、連邦政府提出法案については、連邦省共通事務規則第 42 条第 5 項の規定により、原則としてこの連邦議会内の編集部により、その言語的正確性とわかりやすさの審査が行われることとされているが、法案が完成された形になってから持ち込まれる

ことが多く、表現の改善には大きな限界があった。後述のとおり、近年、連邦法務省において別途早期のチェックを可能とする同種の審査の体制が整備された。

連邦政府の措置

連邦議会議事規則の改正にやや先行して、2009年4月、連邦法務省に連邦政府法案の言語的正確性とわかりやすさを審査する本格的な体制が発足した。その発端は、一般国民だけでなく専門家からも法律のわかりにくさが指摘されるようになった状況を受けて、2006年、2人の連邦議会議員の提案により、連邦法務省とドイツ語協会の共同事業として、モデルプロジェクト「わかりやすい法律」が発足したことにさかのぼる。4人の言語学専門家から成る作業グループが2年にわたり法律案を言語的に最適化するとともに、言語審査を立法過程に効果的に組み込む方策を検討した。そのための例として、「年金調整法案」と「住宅手当法案」の2件が取り上げられ、制定に至るまで、法律専門家と言語学専門家との共同作業が行われた。特に離婚した夫婦の年金の分割の原則等について規定する年金調整法案については、法案起草の早期の段階から言語学専門家が助言を行い、簡明でわかりやすい法案を仕上げることができたとの高い評価を得た。このような成果を受けて、2009年4月1日、連邦法務省に「言語室」と「ドイツ語協会法律用語編集部」の両部署が設置され、合計10名の言語学専門家が法案のチェックを行うとともに連邦各省の職員からの相談にも応じている。

連邦法務省によれば、今後は連邦政府法案の閣議決定前の言語審査は同省の上記部署が行い、連邦議会提出後の審査は、連邦議会の部署が行うことになる。

参考：さまざまな観点からの法案の審査

ドイツには、我が国の議院法制局や内閣法制局に相当する組織はなく、連邦政府提出法案については、連邦法務省が既存の法体系との整合性の審査を行っている。このほか、連邦政府提出法案を中心に、立法の効果（公の財政に対して及ぼす影響を含む）の審査、形式的行政手続の削減に資するか否かに関する審査、「持続可能性」に反しないか否かに関する審査、両性の平等政策との関係に関する審査などが連邦省共通事務規則及び国家法規監理委員会法等の規定により主に法案の議会提出前に行われている。

参考文献（インターネット情報はすべて2010年3月19日現在である）

- ・Deutscher Bundestag, *Drucksache* 16/13492.
- ・Deutscher Bundestag, Verständliche Gesetze statt Amtskauderwelsch, <http://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2010/28320471_kw02_gesetze_verstaendlich/index.html>
- ・Bundesministerium der Justiz, Verständliche Gesetze und Bürokratieabbau, <http://www.bmj.bund.de/enid/5981d25c7f2422d4c08021d451db83a8,0/Themen/Verstaendliche_Gesetze_und_Buerokratieabbau_rg.html>
- ・齋藤純子「ドイツの国家法規監理委員会法」『外国の立法』231号, 2007.2, pp.99-109.
- ・古賀豪「連邦政府の事務手続き」『外国の立法』214号, 2002.11, pp.130-163.(その後の改正あり)